

入構許可の申請資格，許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表1）

2025年2月14日改正

入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 (許可証等の交付者)	許可期限	留意事項
三 二輪車入構	二輪車入構 許可証	・役職員 ・学生	1 東山地区の役職員又は学生で次の各号のいずれかに該当する者。□ なお、役職員は二輪車による本学への通勤届を提出している者。	別に定める名古屋大学東山地区二輪入構手続きをすること。		環境安全課環境管理係交通担当 ※交付許可は、申請後大学営業日7日後	許可の年度の末日までを限度として指定	・証明書類は、発行後1か月以内で、利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・自動車及び二輪を同時に申請することはできない。 ・学生は、学生証の写し、担当教授承認書類、名義が本人、親族名又は所属機関名である自動車検査証の写しを提出すること。 ・東山地区非常勤講師は、利用期間中にかかる本学発行の労働契約書類（契約書・通知書等）を提出すること。 ・次年度の申請手続きについては別途通知する。
			一 役職員及び学生で総長が別に定める区域外（交通機関等による通勤又は通学等の所要時間が35分以上）に居住する者 二 役職員又は学生で教育研究その他業務上の理由など特別な理由により、随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・学生は、担当教授等を通じ申請をすること。 ・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長等が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・学生は、担当教授・担当部署を通じ、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。
		・共同研究者等	2 東山地区に來校する共同研究者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 一 教育研究その他業務上の理由により、随時二輪を利用することが必要であり、かつ自宅又は所属する企業が、別に定める区域外（交通機関等による通勤の所要時間が35分以上）に居住する者で部局長等が認めた者 二 教育研究その他業務上の理由など特別な理由により、随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・共同研究者等とは、本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。 ・共同研究者は、申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類（共同研究依頼書等）の写しを提出すること。 ・証明書類は、発行後1か月以内のものを提出すること。 ・次年度の手続きについては別途通知する。
		・事業者等 ・業者 ・工事関係	3 東山地区構内で営業する事業者又は出入り業者、工事関係者等で随時二輪車を利用することが必要であると東山地区用務先役職員が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由及び随時二輪を利用しなければならない理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・東山地区役職員が認めた者でないと申請できない。申請書類の提出の際は、東山地区用務先役職員のメールアドレスをつけて送付すること。

※ 申請者の住所等で虚偽の申請が確認された場合は、入構許可を取り消す場合がございます。

※ 定期入構、定期外来入構の車両変更・代車申請をする場合は、大学営業日3日前に東海国立大学機構名古屋大学入構申請管理システムより、車検または修理で登録車両の変更を希望する場合は「代車」、申請期間が30日を超える場合は「車両変更」より登録をすること。